

本警告書は、ホームページへの掲載に当たって、申立人や相手方を含む関係者氏名及び住所の表記等を加工したものです。

日弁連総第9号

2008年(平成20年)5月27日

千葉県警察本部

本部長 東川 一 殿

日本弁護士連合会

会長 宮崎 誠

警 告 書

当連合会は、元少年ら申立てに係る千葉県警茂原警察署警察官による捜査報告書捏造人権救済申立事件(2006年度第29号人権救済申立事件)につき、貴本部に対し、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

千葉県茂原警察署は、2000年(平成12年)2月8日、茂原市弓渡付近で起きた枯れ草火災事件に関し、当時14歳の無実の申立人少年を、同署のX巡査が作成した「少年の不審な行動を目撃した」とする虚偽の内容の捜査報告書に基づいて逮捕・送検したが、少年審判手続において、申立人少年は、非行事実なしとの理由で不処分が確定した。

さらに、この逮捕手続の違法を理由とする損害賠償請求訴訟において、X巡査が虚偽の内容の捜査報告書を作成したことや同人が偽証をした事実が判決によって明確に認定され、判決は確定している。

それにもかかわらず、貴本部は、X巡査ら関係者を処分する等の対応を全くとらないのみならず、申立人少年やその家族に対し、謝罪等の名誉回復の措置をとることを拒絶している。

貴本部の一連の対応は、申立人らの人身の自由及び人格権を著しく侵害するものである。

よって、当連合会は、貴本部に対し、

- 1 無実にもかかわらず放火犯人として逮捕・勾留され審判まで受けた当時14

歳の申立人少年およびその両親に対し，謝罪等の名誉回復の措置をとるよう警告する。

- 2 捜査過程における警察官による捜査報告書のねつ造等の違法な捜査活動を詳細に検証し，X 巡査らに対して適正な処分をした上で，今後再び同種の事態が生じないように，再発防止策を策定し，その結果を公表するよう警告する。

第2 警告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

本警告書は、ホームページへの掲載に当たって、申立人や相手方を含む関係者氏名及び住所の表記等を加工したものです。

日弁連総第9号

2008年(平成20年)5月27日

千葉県警察 警察官 X 殿

日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠

警 告 書

当連合会は、元少年ら申立てに係る千葉県警茂原警察署警察官による捜査報告書捏造人権救済申立事件(2006年度第29号人権救済申立事件)につき、貴職に対し、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

2000年(平成12年)2月8日、茂原市弓渡付近で起きた枯れ草火災事件に関し、貴職は当時14歳の申立人少年の不審な行動を目撃したとする虚偽の内容の捜査報告書を作成し、それに基づき、茂原警察署は、無実の申立人少年を逮捕・送検した。

少年審判手続では、申立人少年は非行事実なしと認定され、不処分が確定している。さらに、この逮捕手続の違法を理由とする損害賠償請求訴訟における判決では、貴職が虚偽の内容の捜査報告書を作成したことや偽証をした事実が明確に認定され、判決は確定している。

貴職は、警察官という法の適正な執行を特に求められる職にありながら、虚偽の内容の捜査報告書を作成し、裁判において偽証するなど、刑法上の犯罪行為により、申立人少年らの人権を著しく侵害したのである。

よって、当連合会は、貴職に対し、深く反省することを求めるとともに今後二度とこのような人権侵害行為を行うことのないよう、強く警告する。

第2 警告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

本勧告書は、ホームページへの掲載に当たって、申立人や相手方を含む関係者氏名及び住所の表記等を加工したものです。

日弁連総第9号

2008年(平成20年)5月27日

千葉県公安委員会

委員長 高橋節子 殿

日本弁護士連合会

会長 宮崎 誠

勧 告 書

当連合会は、元少年ら申立てに係る千葉県警茂原警察署警察官による捜査報告書捏造人権救済申立事件(2006年度第29号人権救済申立事件)につき、貴委員会に対し、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

千葉県茂原警察署は、2000年(平成12年)2月8日、茂原市弓渡付近で起きた枯れ草火災事件に関し、当時14歳の無実の申立人少年を、同署のX巡査が作成した「少年の不審な行動を目撃した」とする虚偽の内容の捜査報告書に基づいて逮捕・送検したが、少年審判手続において、申立人少年は、非行事実なしとの理由で不処分が確定した。

さらに、この逮捕手続の違法を理由とする損害賠償請求訴訟において、X巡査が虚偽の内容の捜査報告書を作成したことや同人が偽証をした事実が判決によって明確に認定され、判決は確定している。

貴委員会は、千葉県警察を管理しなければならず、警察職員の違法行為があった場合には監察を指示することができ、報告を求めることができる(警察法38条3項、43条の2第1項、56条3項)。また、貴委員会は、違法行為を行った警察官の懲戒又は罷免に関し必要な勧告をすることができる(同法55条4項)。

しかるに、貴委員会は、千葉県警察所属警察官によるこのような違法行為が明確になり、市民の重大な権利が侵害されたにもかかわらず、千葉県警察から

の形式的報告を受けただけで、千葉県警察を管理するための指示や報告を求めることは行っていない。これは、貴委員会の重大な職責の懈怠といわざるを得ない。

よって、当連合会は、貴委員会に対し、

- 1 刑事事件において無罪判決が確定した場合等、県内各警察署における捜査の在り方に関する問題が明らかになった場合、公安委員会としては、単に当該警察からの形式的報告を受けるだけでなく、自ら事実関係をつまびらかに調査し結果を公表するよう勧告する。
- 2 捜査報告書のねつ造や裁判における偽証等、警察官による違法行為が明らかとなった場合には、千葉県警察に対し、事実関係をつまびらかに調査し調査結果及び再発防止策を公表するべく、強く指導するよう勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

茂原捜査報告書捏造事件

調査報告書

本調査報告書は、ホームページへの掲載に当たって、申立人や相手方を含む関係者氏名及び住所の表記等を加工したものです。

2008年（平成20年）5月7日

日本弁護士連合会
人権擁護委員会

調 査 報 告 書

下記申立人にかかる人権救済申立事件につき調査した結果について、次のとおり報告する。

記

事 件 名	茂原捜査報告書捏造事件
事件番号	2006年度第29号人権救済申立事件
受 付 日	2006年(平成18年)12月1日
申 立 人	元少年, 及びその両親
相 手 方	千葉県警察, 千葉県公安委員会, 警察官X, 警察官Y

第1 結論

当委員会は、以下のとおりの措置を行うべきと思料する。

- 1 千葉県警察に対して、別紙のと通りの警告
- 2 千葉県警察警察官Xに対して、別紙のと通りの警告
- 3 千葉県公安委員会に対して、別紙のと通りの勧告

第2 申立ての概要

千葉県茂原市弓渡付近で、1999年(平成11年)5月頃から連続不審火が発生していた。千葉県茂原警察署(以下「茂原警察署」という。)は、申立人の元少年(以下「申立人少年」という。)が不登校であり、付近で発生している不審火の現場に出没しているとする近隣住民Aの供述などから、申立人少年がその犯人ではないかと疑い、申立人らの自宅付近に2名の警察官を張り込ませていた。

2000年(平成12年)2月8日に張り込みを行っていたのは、茂原警察署の警察官X巡査とY巡査の2名であった。同日午後7時15分頃、茂原市弓渡所在B方南側造成地において発生した不審火により、付近に繁茂していた枯れ草約980平方メートルが焼失した。

Bは、申立人少年が前記不審火が発生したとされる付近の藪の中から発火直前に飛び出してきたのを目撃した旨をX巡査らに供述した。また、X巡査は、

申立人少年が同日午後6時45分から同50分の間に、自宅から出て不審な行動を行った経過を目撃した旨の捜査報告書を作成した。

茂原警察署は、同日、申立人少年を緊急逮捕（翌日逮捕状発付）した。申立人少年は、本件放火行為に関与したことを一貫して否認した。しかし、茂原警察署は、同月10日、建造物等以外放火事件として検察官に送致し、検察官は同年2月18日、申立人少年を、短期少年院送致相当の処遇意見を付して千葉家庭裁判所に送致した。

千葉家庭裁判所は、同年3月27日、非行事実が存在しないことを理由として、申立人少年を保護処分につさない旨の決定を行った。

申立人らは、千葉県、緊急逮捕の根拠となった供述をしたB、張り込み捜査の端緒となった供述を行ったAを被告として、損害賠償請求訴訟を提起した。

2004年（平成16年）3月24日、千葉地方裁判所は、申立人少年逮捕の根拠となったBの供述やX巡査の作成した捜査報告書の記載が虚偽であること、申立人少年を目撃したとのX巡査の証人尋問における証言が虚偽であり、張り込み捜査自体が疑わしいことを認定し、茂原警察署の緊急逮捕手続と検察官送致手続に違法があったとして、千葉県に対する損害賠償請求を認容した。千葉県は、同判決を不服として控訴したが、東京高等裁判所は、2005年（平成17年）2月24日に控訴を棄却し、この判決は確定した。

申立人らは、民事訴訟判決確定を受け、X巡査及びY巡査を、偽証、虚偽公文書作成、特別公務員職権濫用罪で告発した。しかし、千葉地方検察庁はこれを不起訴処分とした。

千葉県警察は、上記少年審判の決定が出て、損害賠償を命じる判決が確定した後においても、申立人らに対する謝罪を拒絶した。

そこで、申立人らは、申立人少年に対する緊急逮捕手続、検察官送致の違法を理由として、千葉県警察本部長、千葉地方検察庁検事正、および捜査報告書を作成したX巡査らを相手方として下記の人権救済申立を行った。

記

千葉県警察本部は、相手方千葉県警察官X、同Yを懲戒処分せよ。

相手方千葉県警察本部、同X、同Yは、申立人らに謝罪せよ。

今回の告発事件について、相手方千葉地方検察庁は、不起訴処分を取り消

し，撤回し起訴せよ。

本件は，2000年の少年法改正以前の事件であるが，2000年の少年法改正や，現在も進められようとしている少年法改正も，益々少年えん罪が発生しやすくなる手続で，本件のような事件を生じさせないためにも，法務省はこれら少年法改正手続を見直せ。

第3 調査の経過

2006年（平成18年）

12月 1日 申立受付

12月12日 予備審査を人権擁護委員会第2部会に委嘱

2007年（平成19年）

3月 8日 人権擁護委員会常任委員会において，調査開始を決定

6月26日 千葉県警察，千葉地方検察庁，警察官X，警察官Y，
千葉県公安委員会に照会文書を発信

7月21日 千葉県警察からの回答文書受信

7月26日 千葉地方検察庁，千葉県公安委員会からの回答文書受
信

7月31日 千葉県警察に対し再度の照会文書発信

8月30日 千葉県警察からの再度の照会に対する回答文書受信

9月21日 申立人少年の母，同代理人弁護士より事情聴取

第4 相手方の答弁

1 千葉県警察

(1) 別紙2007年（平成19年）6月26日付の照会事項に関し下記の回答があった。

記

本件事件捜査は，適正に行われております。また，警察官が虚偽の公文書を作成した事実はありません。当該警察官らは虚偽公文書作成罪又は偽証罪で千葉地方検察庁に告発されましたが，不起訴処分（嫌疑なし H18.11.8）になっております。加えて，当該警察官に係る付

審判請求事件においても，東京高等裁判所第9刑事部は，警察官が捜査報告書をねつ造したとまでは認められないとする決定を下しております(H19.1.31)。

(2) 別紙2007年(平成19年)7月31日付の再度の照会事項に関し下記の回答があった。

記

平成19年7月19日付監発第222号「人権救済申立事件に関する照会に対する回答について」により回答したとおりであり，この他に回答することはありません。

2 千葉県公安委員会

別紙2007年6月26日付け照会事項に関し下記の回答があった。

記

照会のありました「平成12年2月8日，千葉県茂原市弓渡地先において発生した非現住建造物等放火事件」につきましては，千葉県警察から，「捜査は適正に行われた。」との報告を受けております。

また，この事件については，少年事件の審判の決定，民事訴訟の判決結果，警察官に対する刑事告発に係る千葉地方検察庁の決定並びに付審判請求に係る千葉地方裁判所及び東京高等裁判所の決定について承知しております。

第5 検討を行うべき相手方らの対応の問題点の整理

本件申立人らの申立ての趣旨は，警察官の懲戒処分や少年法改正手続の見直しを求める点など，人権救済申立としてはすぐわない内容を含んでいること，千葉県警察を管理すべき千葉県公安委員会の対応についても調査検討を要することから，申立人らの了解を得て，以下の点について検討を行うこととした。

1 内容虚偽の捜査報告書作成

本件では，X巡査が申立人少年逮捕のために捜査報告書をねつ造したのではないかとの疑いが提起されている。申立人少年を犯人とするBの供述には信用しがたい点があることから，その補強のために，X巡査が，申立人少年が本件放火事件直前に自宅前において怪しい行動を取ったとする内容虚偽の捜査報告

書を作成し，逮捕状請求書に添付したとされるものである。事実であれば，千葉県警察としては，再び同種の事態が生じないように再発防止策を検討し，その検討結果を公表するなどの対応が必要である。

2 X 巡査，Y 巡査の民事訴訟における偽証

申立人らが千葉県らを被告として提起した損害賠償請求訴訟において，X 巡査と Y 巡査が偽証したのではないかとの疑いが指摘されている。すなわち，ねつ造が疑われている捜査報告書に関し，両巡査は，ねつ造を全く否定する証言を行ったのであるが，両巡査の証言が偽証であれば，捜査報告書のねつ造を隠蔽するためになされたものである。

以上から，前項と同様に，X 巡査，Y 巡査が偽証を行ったのか，行ったのであれば，これを監督するべき千葉県警察がどのような対応を取ったのかを検討する必要がある。

3 千葉県公安委員会の対応について

警察法 38 条 3 項において，「都道府県公安委員会は，都道府県警察を管理する。」と規定されている。本件では，申立人少年に対する少年審判において不処分の決定がなされただけでなく，申立人らが千葉県らを相手に提起した民事訴訟において，X 巡査の捜査報告書ねつ造及び偽証が明確に認定された。したがって，前記のような権限を有する千葉県公安委員会は，本件に関する事実関係を把握する等の対応が必要であった。そこで，千葉県公安委員会が本件放火事件における茂原警察署の捜査方法等に関しどのような事実を把握し，いかなる対応を取ったのか検討を要する。

4 訴訟における勝訴判決と人権救済の関係

本件は，申立人らが損害賠償請求訴訟において勝訴判決を得ており，一定の財産的補償はなされている。そこで，財産的な補償を得ている場合，さらに人権侵害が存在し，その救済を行う必要があるのかを検討する必要がある。

第 6 認定しうる客観的事実経過

当委員会が，申立人らから提出のあった裁判記録及び申立人少年の母らからの聴取内容から認定した客観的な事実経過は以下のとおりである。なお，千葉地方裁判所，東京高等裁判所の認定した事実経過も本件認定とほぼ同様となっ

ている。

1 本件当時の申立人らの状況

申立人少年は、本件火災発生当時、千葉県茂原市内の中学校在籍の中学2年生（1985年（昭和60年）生）であり、この他の申立人は申立人少年の両親である。

申立人少年の母は、本件火災当時、同人の両親の介護等で熊本県に居住しており、申立人少年と申立人少年の父は、弓渡所在の申立人ら宅で2人暮らしであった。

本件火災の目撃者とされるBは、弓渡所在のB宅に居住していた。

2 不審火の発生

本件火災発生前、B宅周辺地域では、下記の不審火が連続して発生していた。

ア 1999年（平成11年）5月9日午後6時30分頃

弓渡所在 C方裏造成地内

イ 1999年（平成11年）10月5日午後1時5分頃

弓渡所在 B宅南側造成地内

ウ 1999年（平成11年）12月28日午後6時45分頃

B宅

エ 2000年（平成12年）1月7日午後6時50分頃

B宅

オ 2000年（平成12年）1月11日午後6時50分頃

B宅前雑木林

3 茂原警察署による張り込み捜査の開始

茂原警察署は前記2ウ記載の不審火について、現住建造物等放火事件であると判断して捜査を開始した。同署では、申立人ら宅の隣地に居住するA（千葉中央警察署に勤務する警察官）から、申立人少年の居住する隣接地において前項アないしオ記載の一連の火災が発生していること、申立人少年が放火犯人ではないかとの付近住民の風評があること、申立人少年が不登校児であること、B宅の放火現場に放置されたペットボトルと同種のペットボトルが、申立人少年方に放置されているとの情報を得て、申立人少年をB宅放火事件の容疑者として特定した。そして、2000年（平成12年）1月14日より、

B 宅周辺において，毎日午後 5 時頃から午後 7 時頃までの間，茂原警察署刑事課員 2 名による張り込み捜査を実施することにした。

4 本件不審火の発生

本件火災は，2000 年（平成 12 年）2 月 8 日午後 7 時 15 分頃発生し，同日午後 7 時 42 分頃鎮火した。

5 B の目撃供述

X 巡査及び Y 巡査は，2000 年（平成 12 年）2 月 8 日午後 7 時 25 分頃，火災発生連絡を受け，同日 7 時 45 分頃，現場に到着し，現場にいた B から事情聴取したところ，同人から「私は今日 7 時 6 分頃，自動車で自宅に帰り，自動車を車庫に入れようとしたとき，自宅近くに住んでいる少年（申立人少年）が自転車で乗り車庫の前で止まり私の方を見ているので不審に思い直ぐに車を車庫に入れて立ち去った少年の後をついて行くと約 30 メートル離れた造成地において，『ボン』という音と同時に火が燃え上がり，全く人気のない同所から少年がやにわに逃げ出したので『何をやっている』等と声をかけたが少年がそのまま現場北方の方向に逃げて行ったので，私は大声で『火事だ，火事だ』と近所の人に知らせたのです。」，及び，少年の服装について「黒っぽい光沢のあるジャンパーと下衣が茶色っぽいズボン」との供述を得た。

6 X 巡査による申立人少年のアリバイ捜査

X 巡査は，同僚巡査から，申立人少年が，火災発生時間帯に福祉センターにいたので関係ない旨申し立てているとの話を聞いた。そこで，同巡査と共に福祉センターに赴き，同所にいた D，E から事情を聞いたところ，申立人少年が同センターの娯楽室を訪ねたのは，2 月 8 日の午後 7 時 30 分頃であるとの供述を得た。同センターと申立人少年の自宅との距離は自転車で 4 分程度であったことから，X 巡査は，申立人少年のアリバイは成立しないと判断した。

なお，同巡査は，当時の申立人少年の服装に関する聞き込みは行っていない。

7 申立人少年の緊急逮捕

X 巡査は，2000 年（平成 12 年）2 月 8 日午後 9 時 50 分頃，申立人少年を茂原警察署に任意同行し，本件放火の容疑者として事情聴取したが，申立人少年は容疑を否認した。

X 巡査は，同日午後 11 時 37 分頃，申立人少年を緊急逮捕した。X 巡査作

成に係る緊急逮捕手続書には、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる十分な理由として、B供述の内容が記載され、Bが目撃したとする申立人少年の黒っぽい光沢のあるジャンパー、茶色っぽいズボンという服装と、X巡査とY巡査が、同日午後6時45分頃、B宅放火事件の張り込み捜査中、申立人少年を弓渡所在の申立人ら宅付近の路上で目撃した際の申立人少年の服装が全く一致したことから、申立人少年を本件火災の被疑者と認めた旨記載されている。また、緊急逮捕手続書には、その要件として、申立人少年が千葉県茂原市内の中学校に在籍中であるが、長期欠席者であり、逮捕を猶予すれば逃走・罪証隠滅のおそれがある旨記載されている。

8 申立人少年の否認

申立人少年は、逮捕された際の弁解録取書においても、本件放火事件に関与していない旨の供述を行っている。

9 X巡査の作成した捜査報告書

X巡査は、2000年（平成12年）2月8日、下記の内容の「建造物以外放火被疑事件に関する張り込み状況報告書」と題する捜査報告書（以下「X巡査報告書」という。）を作成した。

記

- 一 張り込み日時 平成12年2月8日午後5時15分から同日午後7時までの間
- 二 張り込み場所 (一) 茂原市弓渡 番地先笹藪内
(二) 茂原市弓渡 番地先笹藪内
- 三 被疑者の確認日時 平成12年2月8日午後6時45分から同日午後6時50分までの間
- 四 被疑者の人着 身長 165センチメートルくらい
体格 普通
上衣 黒色で腰下までのナイロン生地様のジャンパーで背部に白色で文字様が書かれているもの
下衣 茶色っぽいズボン
- 五 被疑者の確認状況

(一) 本職等は、同地区において枯れ草に対する同種の放火事件が右張込み時間と同時刻頃に頻発していたことから、平成12年1月14日より当署刑事課員2名による張込みを実施、継続中のところ、本日午後6時45分に被疑者方1階北側の窓から室内の電気が点灯するのを確認後間もなく、同人が、同人方の北側市道に面する東側出入口から右服装にて現れると、一端右市道を東進し見失うも、すぐさま西進し現れると同人方前に差し掛かると、後方より車両のヘッドライトが近づくのを感じるや慌てているのが見て取れるほどにすぐさま同人方西側出入口より敷地内に逃げ込んだのを確認した。

(二) 人目を気にしているかのような被疑者の挙動不審な態度から、相勤者であるY巡査に対し、被疑者が不審な行動を取っている旨の無線連絡を取り、さらに同人の行動について注視していると、車が通り過ぎるや再び同出入口から現れ、同所から約30メートル右市道を徒歩にて西進した枯れ草の密生する造成地にしゃがみ込み、何かをしている様子ではあったが本職に背を向けた形になっており、さらに距離的にも約50メートル離れていたことからその詳細については確認することが出来なかった。

(三) 同人は、同所において約2～3分止まっていたが、その後小走りで同人方西側出入口より敷地内に入ると、玄関を開閉する音が聞こえ、その後は撤収時刻である午後7時00分まで同人を確認するには至らなかった。

10 緊急逮捕状の発付

茂原警察署司法警察員は、2000年(平成12年)2月9日午前9時5分頃、千葉一宮簡易裁判所裁判官に対し、本件放火事件の被疑者として、申立人少年に対する緊急逮捕状の発付を請求し、緊急逮捕状の発付を受けた。

11 申立人少年のアリバイ供述

平成12年2月9日付申立人少年の員面調書には、2月8日午後4時ちょっとすぎ頃、福祉センターに行き、友人がいなかったため午後5時のチャイムが

なったので自転車に乗り自宅に帰った。午後6時頃から一階の居間でテレビを見ていたが、財布のないことに気付き、福祉センターで落としたと思って、福祉センターまで出かけた。同センターには午後7時5分か10分頃に着き、ロビーなどを捜したが、見つからなかったため、午後7時30分頃に福祉センターを出て帰ったとの記載がある。

1.2 実行不可能な申立人少年の供述内容

また、平成12年2月9日付の同人のもう一通の供述調書には、火災があった頃、申立人少年が発火場所付近に落ちていた本などを探しに行ったことがあるとの記載があり、その際の移動経路を記載した図も添付されている(しかし、付近に繁茂している枯れ草等の状況から、同調書に記載されているとおりに移動できないことは明白であった。申立人少年は、捜査官の追及をかわすために実際には移動不可能な行動経過の供述を行い、同供述により作成された調書に署名していたのである。)

1.3 本件放火事件送致および申立人少年に対する観護措置

茂原警察署司法警察員は、2000年(平成12年)2月10日午前8時30分頃、本件放火事件を千葉地方検察庁の検察官に送致した。検察官は、同日、申立人少年に対し本件放火事件について勾留に代わる観護措置を請求した。千葉簡易裁判所は、同日、観護状を発付し、申立人少年は、千葉少年鑑別所に収容された。

1.4 千葉家庭裁判所送致

検察官は、2000年(平成12年)2月18日、申立人少年の処遇に関し、短期少年院送致の意見を付して千葉家庭裁判所に送致した。

1.5 不処分決定

千葉家庭裁判所裁判官は、2000年(平成12年)2月29日、本件保護処分事件につき第1回少年審判を行い、観護措置を取り消した。そして、同年3月27日、第4回少年審判において申立人少年を保護処分に付さない旨の決定をした。

1.6 申立人らによる損害賠償請求訴訟提訴

申立人らは、千葉県、緊急逮捕の根拠となった供述をしたB、張り込み捜査の端緒となった供述を行ったAらを被告として、申立人少年に対する緊急逮捕

の違法，茂原警察署司法警察員による本件放火事件の検察官送致の違法等を理由として千葉地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。当該訴訟において，X 巡査が証人として出廷し，前記 9 記載の捜査報告書のとおり証言を行った。

1 7 千葉地方裁判所判決

2004 年（平成 16 年）3 月 24 日，千葉地方裁判所は，申立人らの主張する茂原警察署警察官の不法行為を認め，千葉県に対し，申立人らに 344 万円あまりを支払うことを命じた。千葉地方裁判所の判決は，X 巡査の捜査報告書のねつ造，及び X 巡査の裁判における偽証を明確に認めるものであった。

1 8 東京高等裁判所判決

前記千葉地方裁判所の判決に対し，千葉県は控訴し，控訴審で Y 巡査が証人として出廷し，一番の X 巡査供述に沿う証言を行ったが，2005 年（平成 17 年）2 月 24 日，東京高等裁判所は控訴棄却の判決を下した。

第 7 事実関係に関する問題点についての当委員会の判断

1 捜査報告書のねつ造

X 巡査は，本件不審火が発生した 2000 年（平成 12 年）2 月 8 日付で前記第 6・9 記載の捜査報告書を作成し，同報告書と B の供述により申立人少年の緊急逮捕に至った。しかし，以下に認定するとおり，B の供述及び X 巡査報告書はいずれも事実と反するものであった。

1) 捜査報告書に関する X 巡査の証言

X 巡査は，申立人らが提起した損害賠償請求訴訟において，X 巡査報告書に関し以下の趣旨の証言を行っている。

2000 年（平成 12 年）2 月 8 日，午後 5 時 15 分頃から張り込みを開始した。午後 6 時 15 分頃，申立人少年が乗っているものと同じような音を立てる自転車が市道を西側から東の方向へ進行し，同人宅のドアが閉まる音がした。その後，X 巡査が申立人宅が見える位置まで移動したところ，午後 6 時 45 分頃，一階の窓が点灯しドアが閉まる音が聞こえた。申立人少年が東側の出入口から市道にでて東側に進み視界から消えて，数十秒後に視界の範囲に戻ってきた。そこで，東側から自動車のヘッドライトで照らされた申立人少年が慌てて東側の入口から飛び込むように申立人宅の敷地に入ったところを確認した。そ

の時の服装は、上は黒っぽい丈がお尻が隠れる程度のジャンパーに背中に白い文字が入ったもので、下は茶色っぽいズボンであった。自動車が通り過ぎると、申立人少年が左右を確認するようにして出てきて、市道を東側に移動し造成地の道路付近で2ないし3分間しゃがみ込んだ後で申立人方に戻った。その後の動きがなかったため午後7時で張り込み捜査を終了した（平成14年2月6日の証言）。

2) X 巡査報告書の記載内容

X 巡査報告書の問題の記載部分は下記のとおりである。

記

四 被疑者の人着 身長 165センチメートルくらい

体格 普通

上衣 黒色で腰下までのナイロン生地様のジャンパーで背部に白色で文字様がかかっているもの

下衣 茶色っぽいズボン

五 被疑者の確認状況

(一) 本職等は、同地区において枯れ草に対する同種の放火事件が右張込み時間と同時刻頃（午後5時15分から午後7時まで）に頻発していたことから、平成12年1月14日より当署刑事課員2名による張込みを実施、継続中のところ、本日午後6時45分に被疑者方1階北側の窓から室内の電気が点灯するのを確認後間もなく、同人が同人方の北側市道に面する東側出入口から右服装にて現れると、一端右市道を東進し見失うも、すぐさま西進し現れると同人方前に差し掛かると、後方より車両のヘッドライトが近づくのを感じるや、慌てているのが見て取れるほどに、すぐさま同人方西側出入口より敷地内に逃げ込んだのを確認した。

(二) 人目を気にしているかのような被疑者の挙動不審な態度から、相勤者であるY巡査に対し、被疑者が不審な行動を取っている旨の無線連絡を取り、さらに同人の行動について注視し

ていると、車が通り過ぎるや再び同出入口から現れ、同所から約30メートル右市道を徒歩にて西進した枯れ草の密生する造成地にしゃがみ込み、何かをしている様子ではあったが、本職に背を向けた形になっており、さらに距離的にも約50メートル離れていたことからその詳細については確認をすることが出来なかった。

(三) 同人は、同所において、約2～3分止まっていたが、その後小走りで同人方西側出入口より敷地内に入ると、玄関を開閉する音が聞こえ、その後は撤収時刻である午後7時00分まで同人を確認するには至らなかった。

3) X 巡査報告書の検討

X 巡査報告書の記載内容には、以下のような疑問がある。

ア 申立人少年の服装について

X 巡査は、前述のとおり、張り込み捜査を実施していたが、申立人少年が午後6時45分頃に、黒色で腰下までのナイロン生地様のジャンパーで背部に白色で文字様が書かれているものをきて、茶色っぽいズボンを履いて現れたと供述している。

しかし、申立人ら宅の北側市道には、その西側に東電弓渡(65)の電柱が一本設置されており、その直下の照度が5.03ルクスであったにすぎず、さらに、申立人ら宅の西方、B宅付近で、照明の設置されていない場所の照度は0.01ルクスしかなかったのである(2月17日付実況検分調書)。X 巡査はF方の2階の電気がついていたことから付近は明るかったとしているが、X 巡査自身、自動車のライトで申立人少年の服装を確認できたと証言しており、自動車のライトがなければ服装を確認できる状況でなかったことは明らかである。そうであれば、自動車のライトに照らされたわずかの間に、申立人少年の服装について、その背中に文字が記載されていたとか、ナイロン製であったとか、茶色っぽいズボンを履いていたなどといったことを確認できたかどうかについては、極めて疑わしい。

さらに、同日、午後7時30分頃、福祉センターで申立人少年と会ったGは、申立人少年の服装は、茶色っぽいコールテンみたいなものであり、申立人少年

が逮捕当時着ていた黒色ジャンパーではない旨答えている。

X 巡査報告書の記載は、事情聴取した際の申立人少年の服装を記載したものにすぎず、実際に X 巡査が 2 月 8 日に張り込み捜査に従事していたのだとしても、その際の申立人少年の服装を確認したものとは考えられないのである。

イ X 巡査が午後 7 時で張り込み捜査を切り上げた点

X 巡査らは、2 月 8 日の午後 7 時に申立人少年を対象とした張り込み捜査を切り上げたと供述している。

しかし、X 巡査の従事した張り込み捜査は、申立人少年を一連の連続不審火の犯人と目して行われていたとのことであるが、その捜査の対象者たる申立人少年が不審な行動を取っていたというのである。それが事実であれば、X 巡査らは、捜査の対象である申立人少年が放火行為に及ぶかもしれないと考えて、張り込みを継続し、監視をいっそう強化したはずである。しかるに、X 巡査らは、少年の不審な行動を現認しながら、監視を継続せずに、予定通り午後 7 時に張り込み捜査を終了したというのである。

そもそも、放火事件の犯人と目されていた申立人少年が、張り込み捜査を行っていた X 巡査の前で放火のような不審な行動を取っていたというのであれば、X 巡査としては、同人を誰何することによりその所持品等を確認することはできたはずであるし、そうしたはずである。しかるに、X 巡査はこのような対応を全く行っていない。これは全く不可解な対応である。

ウ 申立人少年のアリバイについて

X 巡査は、前述のように、午後 6 時 45 分頃に、申立人少年が自宅を出て、その北側の市道上で不審な行動を取っていたと記載した捜査報告書を作成している。

ところで、捜査報告書を作成するに際しては、捜査対象者が何時自宅に戻ってきたか、あるいは張り込み捜査に入った段階で自宅にいたのかどうかを確認し、それを記載するはずである。しかるに、X 巡査報告書には、申立人少年の前記のような行動経過に関する記載は一切ない。X 巡査は、裁判において、申立人少年が午後 6 時 15 分頃帰宅した旨証言しているが、そうであれば、その経過を捜査報告書に記載していなければおかしい。このような基本的事項の記載もない X 巡査報告書の記載には大きな疑問がある。

さらに、X 巡査報告書の記載は、申立人少年が福祉センターを訪ねた経過等と明らかに矛盾する。

すなわち、申立人ら宅の北側に居住するFは、2月8日の午後6時30分前頃、申立人方からガチャガチャと音のする自転車に乗った人が、福祉センターと反対側に出ていくのを見た旨供述している（F 供述録取書）。しかるに、X 巡査は、午後6時15分頃、申立人少年がガチャガチャと音のする自転車に乗って帰宅し、その後、6時45分から不審な行動を取るまで動きがなかったと解釈できる供述をしている。しかし、この供述は、前記Fの供述と明らかに矛盾する。

また、2月8日に福祉センターにいたHは、申立人少年が、同日午後6時台と7時台の2回、同センターを訪れた旨を供述している。この供述は、前記、Fが、申立人少年が午後6時30分前頃に自転車で出かけたとする供述を裏付けるものである。なお、Fは、申立人少年が福祉センターと反対側に向かって出かけた旨供述しているが、申立人ら方から福祉センターに行くには、直接東側に向かう道と、西側から回り込む2つの経路があり、前記Fの供述とHの供述が矛盾するものではない。よって、X 巡査の、申立人少年が午後6時15分頃に帰宅し、同45分頃まで動きがなかったとする供述は、FとHの供述と矛盾するものである。

4) X 巡査報告書の評価

2000年（平成12年）2月8日、夕刻頃の申立人少年の行動経過は以下のとおり認定できる。

2月8日午後6時過ぎから同6時30分頃までの間、申立人少年が申立人宅を出て自転車に乗り財布を捜すために福祉センターに赴いた（Iの少年審判における証言）。午後6時35分から同40分頃までの間、福祉センター内のカラオケ教室で財布を捜したが、見つからなかったため、午後6時45分から7時頃に申立人宅に戻った（Hおよび申立人少年の証言）。その後、申立人少年は再び財布を捜しに福祉センターに赴き、午後7時30分頃にカラオケ教室で財布を捜してもらった。その際の服装は、しわの入った、茶色っぽい、コールテンのような上衣を着ていた（Gの証言）。

このように、申立人少年は2000年（平成12年）2月8日午後6時30

分頃に福祉センターに行き、同午後6時45分頃から7時頃に自宅に戻り、その後、午後7時30分頃に福祉センターに行ったことは明らかである。同日午後6時45分頃、同人が自宅前で不審な行動を取ったとするX調査報告書の記載は前記の申立人少年の行動経過に明らかに反する。また、当時の申立人少年の服装についてもX調査の報告は、Gの証言に反する。

さらに、本件当時の申立人方付近の明るさからX調査が申立人少年の服装を確認できたか疑問であること、そして、午後7時を経過したことから張り込み捜査を終了したとする対応の不自然さ等を勘案した場合、X調査の作成した捜査報告書の記載が事実と反し内容虚偽であることは明らかである。

5) 付審判請求に対する東京高等裁判所第9刑事部の決定について

第4に記載したとおり、千葉県警察は当委員会からの照会の回答において、「警察官が捜査報告書をねつ造したとまでは認められない」との東京高等裁判所第9刑事部の決定を引用している。

確かに、東京高裁第9刑事部決定は、特別公務員職権濫用罪の付審判請求事件の判断として、積極的に内容虚偽の捜査報告書を作成したものと認定していない。しかし、逆に、内容虚偽の捜査報告書を作成した可能性を否定したものでもない。

東京高等裁判所民事部の判決（確定）において、X調査が内容虚偽の捜査報告書をねつ造したとする事実は、当委員会における調査結果からも妥当なものと判断できる。

6) 茂原警察署のX調査報告書の検証可能性

それでは、なぜ茂原警察署がこのX調査報告書の虚偽に気づかず、申立人少年逮捕にまで至ってしまったのかを検討する。

B供述は、申立人少年を認識した状況などに典型的なように内容自体が極めて不自然である。しかも、Bの供述と申立人少年の服装や火災当時のアリバイに齟齬があったことは、本件現場付近の状況や福祉センターに出入りしている者から事情を聴取すること等により容易に明らかとなったはずである。そして、B供述に疑問があるとなれば、X調査報告書の内容も問題となったはずである。

犯罪捜査規範第118条は、逮捕権運用の慎重適正と題して「逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資

料の有無，収集した証拠の証明力等を十分に検討して，慎重適正に運用しなければならない。」と規定している。

茂原警察署による申立人少年の逮捕は，B供述とX捜査報告書を根拠とするものである。しかし，その記載が事実と反することは，犯罪捜査の基本に立ち返れば容易に判断できたはずのものである。このような捜査資料は逮捕の疎明資料とはなり得ないものである。茂原警察署の申立人少年逮捕は，犯罪捜査規範に則り疎明資料の有無等を十分に検討した結果とは言い難い。

2 X捜査らの民事訴訟における偽証

前記のとおり，X捜査の作成した捜査報告書の記載内容は事実と反するものである。しかし，X捜査は，千葉地方裁判所の法廷において，前記捜査報告書の記載に添った証言を行った。同じく，東京高等裁判所の法廷において，Y捜査は，「平成14年12月8日午後6時15分頃，姿は確認していないが，自転車の音，ドアの開閉音から少年少年が帰ってきたものと思い，電気が点灯するのが分かったので，その旨をX捜査に無線で回答した。」と，X捜査の証言に沿う証言を行っている。

そこで，X捜査とY捜査の前記証言が偽証に当たるかを検討する。

前述のとおり，X捜査の作成した捜査報告書の記載は事実と反するものであり，同捜査が，事実と反することを認識していたことは明らかである。よって，X捜査の証言は，偽証である。

一方，Y捜査の証言は，前述のとおり，「自転車の音を聞いて申立人少年が帰宅したものと思い，その旨，X捜査に無線連絡した。」というものである。その証言内容には，事実と反する内容を含んでいる可能性はあるものの，現在，提供されている資料からは，Y捜査が，自らの記憶に反して前記証言を行ったとまでは断定することはできない。よって，Y捜査の偽証については，これを認定しないこととし，Y捜査に対しては措置を行わないこととする。

3 千葉県警察が違法行為を放置していることについて

前述のとおり，本件では，少年審判で申立人少年に非行事実がないとされただけでなく，民事訴訟においても緊急逮捕や検察官送致の違法性が認定され，同判決が確定している。しかも，裁判所は，X捜査の作成した捜査報告書の記載が虚偽であることを認定した上で緊急逮捕や検察官送致が違法であると判断

したのである。そればかりではなく、裁判に証人として出廷したX巡査の偽証も明確に認定している。

当委員会は、申立人らから提出された資料により検討した結果、X巡査が内容虚偽の捜査報告書を作成し、民事訴訟において偽証した事実を十分な根拠をもって認定した。

しかるに、千葉県警察からは、少年事件において不処分の審判がなされた原因に関する調査を行ったとの回答はない。そればかりでなく、X巡査が内容虚偽の捜査報告書を作成し、裁判において偽証を行ったことが認定されているにもかかわらず、当該事実を認めることすら拒否している。

当時、中学2年生であった申立人少年は、X巡査らの行った不当な捜査の結果、根拠無く放火事件の犯人として取り扱われ、逮捕・送検され、観護措置を受けて審判を受けるという大きな不利益を受け、人格的にも傷ついた。

千葉県警察が、無実にもかかわらず放火犯人として逮捕・送検され観護措置・審判を受けた申立人少年及びその家族に対し謝罪等の名誉回復の措置をとることは不可欠といわなければならない。そして、茂原警察署及びX巡査らの捜査活動を十分に検証し、X巡査らに対して適正な処分をした上で、今後再び同種の事態が生じないように、再発防止策を策定し公表するなどすべきである。

4 千葉県公安委員会の職務懈怠

千葉県公安委員会は、千葉県警察を管理しなければならない（警察法38条3項）。そして、千葉県公安委員会は警察職員の違法行為があった場合には監察を指示することができ（同法43条の2第1項）、報告を求めることができる（同法56条3項）。また、千葉県公安委員会は、違法行為を行った警察官の懲戒又は罷免に関し必要な勧告をすることができる（同法55条4項）こととされている。

しかるに、千葉県公安委員会は、千葉県警察所属警察官による違法行為が、裁判所の判決の確定によって明確となり、市民の重大な権利が侵害されたにもかかわらず、千葉県警察からの形式的な報告を受けただけで、自ら積極的に調査しようとはせず、その原因究明や再発防止策を検討した形跡が全く見られない。

これは、千葉県公安委員会の職務の懈怠であるといわなければならない。

千葉県公安委員会は、刑事事件において無罪判決が確定した場合等、県内各警察署における捜査の在り方に関する問題が明らかになった場合、単に当該警察からの形式的報告を受けるだけでなく、自ら事実関係をつまびらかに調査し結果を公表するようにすべきである。また、捜査報告書のねつ造や裁判における偽証等、警察官による違法行為が明らかとなった場合には、千葉県警察本部長に対し、事実関係をつまびらかに調査し原因を究明するとともに、調査結果及び再発防止策を策定し公表するように強く指導すべきである。

第8 民事裁判勝訴と人権救済申立

申立人らは、千葉県を被告とする損害賠償請求訴訟を提起して勝訴判決を得ており、申立人少年に対する違法な身柄拘束等に対する財産的賠償がなされていることから、その上さらに、人権救済を行う必要性があるかを検討する。

たしかに、申立人らは、損害賠償請求訴訟において勝訴判決を得たことにより一定程度財産的満足を得てはいる。しかし、勝訴判決で得られたものは金銭的なもののみであり、その額についても十分なものと言うことはできず、とりわけ無実にもかかわらず犯罪者として扱われた当時14歳の少年の精神的な傷跡は癒されうるものではない。

この精神的な傷跡の回復のためには、何よりも誤った捜査を行った当事者による真摯な謝罪等の名誉回復措置こそが不可欠なのである。

ところが、千葉県警察やX巡査らによる名誉回復や謝罪の措置は一切なされていないばかりか、千葉県警察は、当委員会からの照会に対し「本件事件捜査は、適正に行われております。また、警察官が虚偽の公文書を作成した事実はありません。」などと回答し、違法捜査が行われた事実すら認めていない。

このような千葉県警察の対応を見るに、申立人らの精神的損害の慰謝や名誉回復がなされているとは到底言いがたい状態であり、申立人らの人権救済措置をとる必要性は十分にあるといえる。

さらに、千葉県警察による新たな違法捜査を防止する観点からも、相手方らに対する警告等の措置は必要であると判断した。

第9 まとめ

以上のとおり，申立人らの申立てを理由あるものと認め，上記第 1 の記載の結論が相当であるとの結論に至ったものである。

以 上

(別紙：千葉県警察への2007年6月26日付け照会)

照 会 事 項

- 1 本件では、国家賠償請求訴訟において、X巡査の緊急逮捕や茂原警察署司法警察員による身柄付きでの検察官送致が違法であると認定されて確定しており(平成16年3月24日千葉地裁判決、同17年2月24日東京高裁判決)、関係した警察官らに警察法56条3項1号ないし3号該当事由があったものと認められますが、千葉県警察本部長は、同法同条項に基づいて、事実の調査を行いましたか。行った場合には、その時期、調査内容及び結果を明らかにしてください。行わなかった場合は、事実調査を行わなかった理由を明らかにしてください。
- 2 前記国家賠償請求訴訟判決においては、X巡査が、故意に内容虚偽の捜査報告書を作成したものと認定されておりますが、千葉県警察本部長は、同巡査の虚偽公文書作成罪(刑法第156条)の被疑事実につき、捜査を行うように指示されましたか。されなかった場合は、その理由を明らかにしてください。
- 3 前記国家賠償請求訴訟判決において、X巡査が内容虚偽の捜査報告書を作成し、当時14歳の本件少年を誤認逮捕したと認定されておりますが、貴本部においては、X巡査に対して、何らかの懲戒処分が行いましたか。行った場合は、その日付及び内容を明らかにしてください。行っていない場合は、その理由を明らかにしてください。
- 4 本件では、当時14歳の本件少年を誤認逮捕し身柄付きのまま送検するという警察活動がなされておりますが、貴本部においては、関係した警察官ら(X巡査を除く)に対する何らかの懲戒処分は行ったのでしょうか。行った場合は、その内容を明らかにしてください。また、行っていない場合は、その理由を明らかにしてください。
- 5 当時14歳の本件少年を誤認逮捕し身柄付きのまま送検したことにつき、貴本部は、当該被逮捕者である本件少年やその家族に対して、謝罪及びその他の名誉回復措置を行いましたか。行った場合は、いつ、どこで、どのような形態で謝罪・名誉回復措置を行ったかを明らかにしてください。また行っていない場合は、その理由を明らかにしてください。

以 上

(別紙：千葉県警察への2007年7月31日付け再照会)

照 会 事 項

- 1 貴本部のご回答では「本件事件捜査は適正に行われております。」とされておりますが、これは、当連合会照会事項1項で照会している「警察法56条3項に基づく事実の調査」を行った結果、その旨認識しておられるというご趣旨でしょうか。それとも同法同条項に基づく事実の調査は行われなかったのでしょうか。
- 2 本件では、捜査官の主観はともかくとして、裁判所の認定上は、当時14歳の本件少年を誤認逮捕し身柄付きのまま送検するという誤った警察活動がなされておりますが、千葉県警察本部においては、関係した警察官らに対する結果責任としての何らかの処分は行われたのでしょうか。行われた場合は、その内容を明らかにしてください。また、行われていない場合は、その理由を明らかにしてください。
- 3 本件では、捜査官の主観はともかくとして、少なくとも結果において、当時14歳の本件少年を誤認逮捕することになってしまいました。千葉県警察本部においては、当該被逮捕者である本件少年やその家族に対して、謝罪及びその他の名誉回復措置を行いましたか。行っていた場合は、いつ、どこで、どのような形態で謝罪・名誉回復措置を行ったかを明らかにしてください。また行っていなかった場合は、その理由を明らかにしてください。

以 上

(別紙：千葉県公安委員会への2007年6月26日付け照会)

照 会 事 項

- 1 本件では、国家賠償請求訴訟において、X巡査の緊急逮捕や茂原警察署司法警察員による身柄付きでの検察官送致が違法であると認定されて確定しており(平成16年3月24日千葉地裁判決、同17年2月24日東京高裁判決)、関係した警察官らに警察法56条3項1号ないし3号該当事由があったものと認められますが、貴委員会は、同法同条項に基づいて、千葉県警察本部長等から事実調査の結果の報告を受けましたか。受けた場合には、報告者、報告日時、内容等を具体的にご教示ください。
- 2 本件の家裁決定や地裁・高裁判決は新聞等でも大きく報道されましたが、貴委員会は、警察法38条3項、同法43条の2第1項、同法48条2項等に基づいて、千葉県警察等に対して、事実調査や再発防止策の検討等を含め、本件に関して何らかの管理、指示等をしましたか。した場合には、その具体的な日時、内容、相手方、方法等をご教示ください。この場合、指示事項の履行状況について報告を受けた内容も併せてご教示ください。
また、千葉県警察等に対して何らの管理、指示等もしていない場合には、その理由をご教示ください。
- 3 本件では、国家賠償請求訴訟において、緊急逮捕や検察官送致の違法性が認定されて確定しましたが、貴委員会は、警察法55条4項に基づいて、千葉県警察本部長等に対して、X巡査をはじめとする関係者の懲戒又は罷免に関して必要な勧告をしましたか。した場合には、その具体的な勧告日、勧告内容、相手方、方法等をご教示ください。この場合、勧告の結果についても併せてご教示ください。
また、千葉県警察本部長等に対して何らの勧告もしていない場合には、その理由をご教示ください。

以 上